

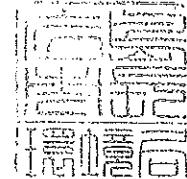
## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県安芸高田市甲田町下原屋302番地2

氏 名 株式会社 迫広碎石  
代表取締役 迫広 進矢  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松井 一 實



許可の年月日 令和4年 2月20日

許可の有効期限 令和9年 2月19日

## 1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
粗大処理 (破砕) 以下余白	泥(無機性で固化したものに限り、判定基準に適合しないものを含まない。) 金属くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものと除く。)及び陶磁器くず 鋳造(判定基準に適合しないものを含まない。) がれき類
中間処理 (運搬) 以下余白	(これらのうち自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
金属くず (自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下余白	

## 2. 事業の用に供する全ての施設

別添検査済証のとおり。

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H14. 1. 31	更新許可	H14. 1. 30	更新許可
H19. 3. 20	更新許可	H29. 2. 6	更新許可
H20. 12. 11	変更許可	R 4. 2. 24	更新許可

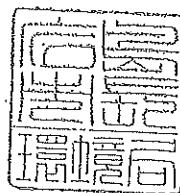
## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

## 6. 備考

平成25年 5月16日

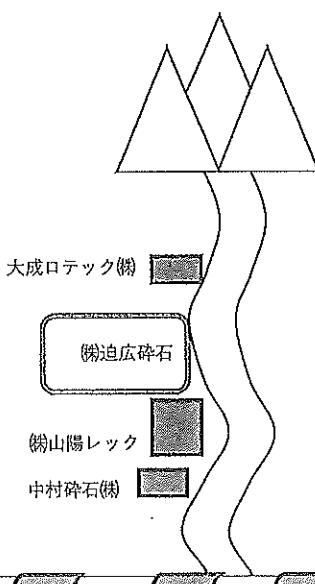
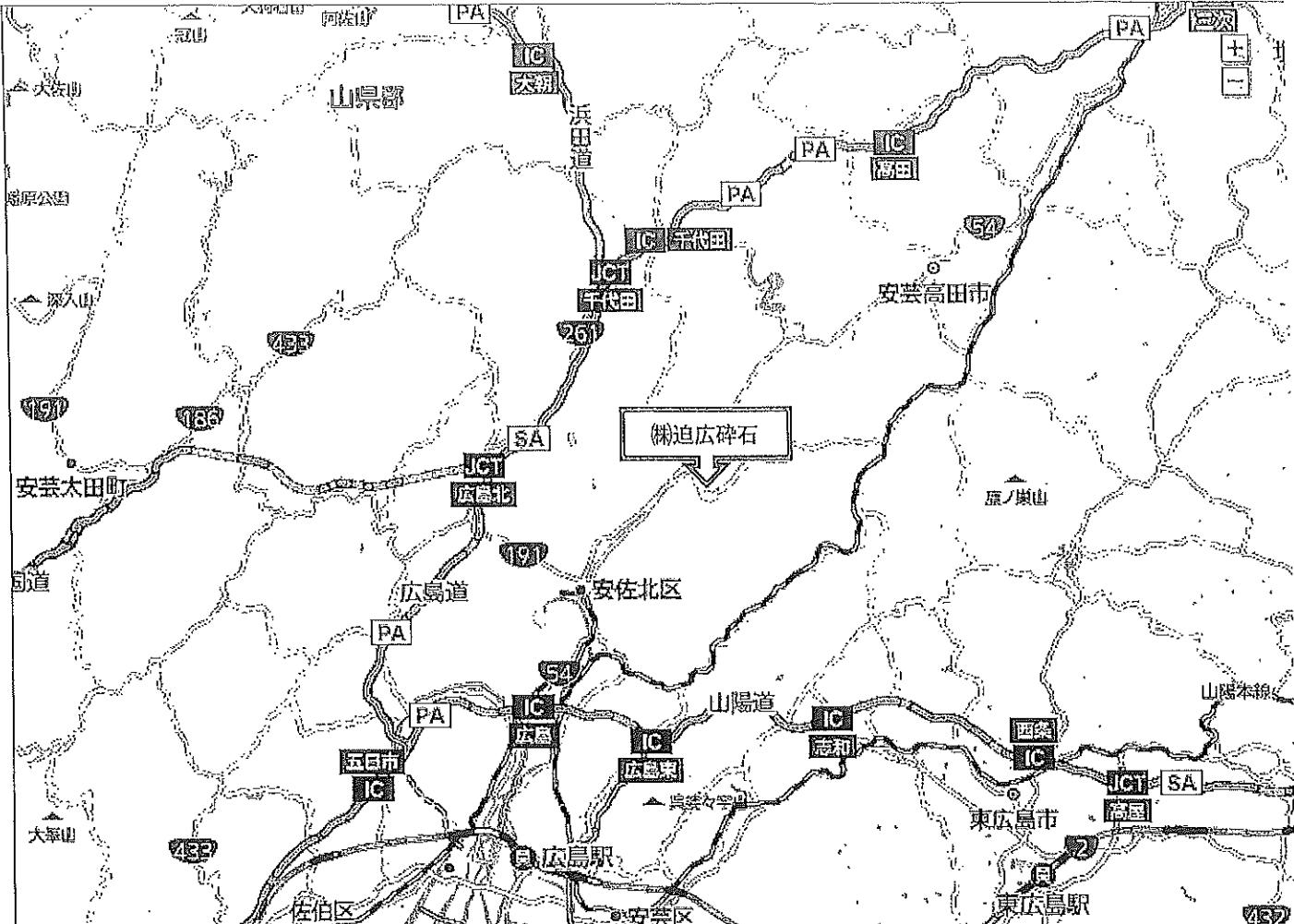
## 産業廃棄物処理施設検査済証

広島市長 松井一實



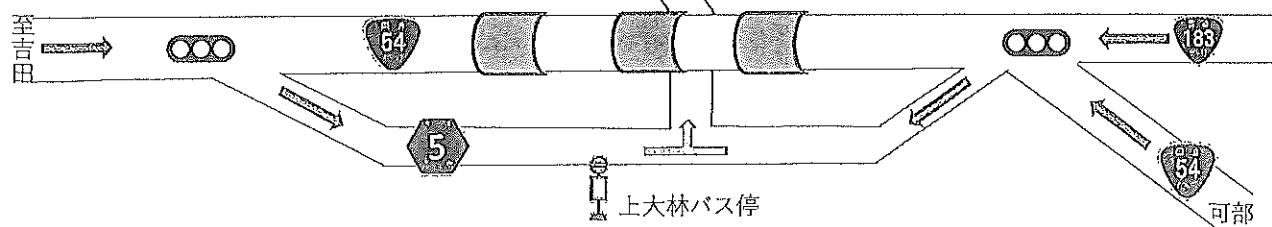
住所 (所在地)	広島県安芸高田市甲田町下小原3027番地2
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)	株式会社 迫広碎石 代表取締役 迫広 進矢
許可年月日	平成20年 4月15日
許可番号	第 J1008号
施設の種類	破碎施設
施設の設置場所	広島市安佐北区大林町字人甲3~5番
処理する産業廃棄物の種類	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) 金属くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず 鉱さい がれき類 (これらのうち自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃プラスチック管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以下余白
構造又は処理方式	ショーケッシャー、NK4型インパクトブレーカー
処理の能力	汚泥 580t/日、金属くず 596t/日、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 527t/日、鉱さい 1017t/日、がれき類 780t/日(8h)
検査年月日	平成20年 8月12日
備考	平成25年 5月16日 住所・所在地変更により書換

( 7320046045 )



吉田方面から  
54号線  
上根ババ口信号右折  
上大林バス停左折

広島市方面から  
可部BPおよび183号  
下浜ヶ谷信号過ぎて旧道へ  
上大林バス停手前右折



アスガラ。コンガラ。建設発生土

株迫広碎石

広島市安佐北区大林町4番地